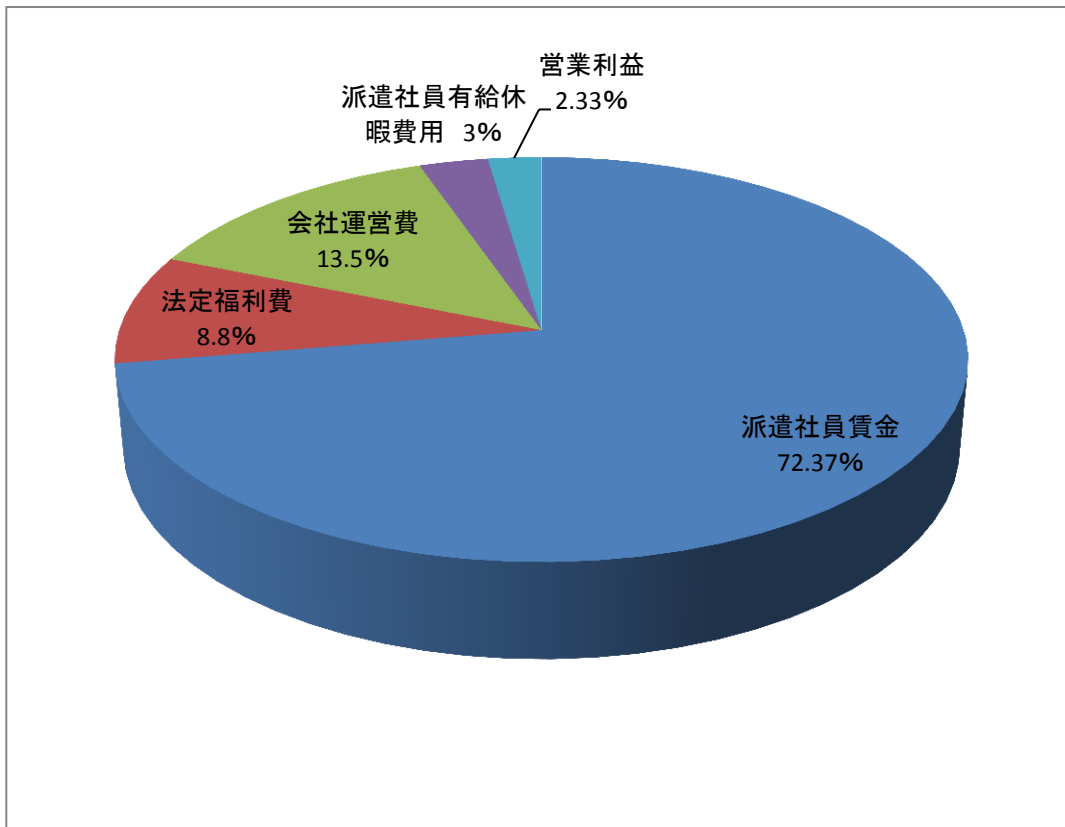


改正派遣法に基づくマージン率の公開(平成30年3月)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」施工により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に上乗せする派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)

$$\langle \text{マージン率} \rangle = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額})}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}}$$

派遣料金の内訳



※グラフの数値は全事業所の平均数値となっております。

※会社運営費には下記の費用が含まれております。

福利厚生費、求人広告費、事務所家賃、車両費、慶弔費、教育訓練費、労務管理費、光熱費、他



八代本社

〒866-0033

熊本県八代市港町142番地

TEL : 0965-37-3444

FAX : 0965-37-0630

熊本支店

〒861-8029

熊本県東区西原1丁目13番13号エフシービル

TEL : 096-386-6622

FAX : 096-386-6630